

事案書（ 経営会議 調整会議）

開催日：平成22年7月15日（木）

担当課：健康福祉部 健康づくり推進課

<p>件名：子宮頸がんワクチン接種への公費助成について</p>	
<p>提出理由：近年、若い女性の間で増加している子宮頸がんを予防するため、その原因であるヒトパピローマウイルス(HPV)の感染予防に有効なワクチンの接種に対し、公費助成を行いたいため。</p>	
<p>内容：</p> <p>1 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、20～30代の若い女性に子宮頸がんが増加しており、国内で年間約15,000人が罹患、約3,500人が死亡している。 ・その原因は、ヒトパピローマウイルス(HPV)の持続的な感染によるものである。 ・昨年10月に国が承認した子宮頸がんワクチン(サーバリックス)は、子宮頸がんの原因の約7割を占めるHPV16型及びHPV18型の感染をほぼ100%予防できるとされている。 ・しかし、予防接種法の定期接種に位置づけられていない任意ワクチンであり、接種費用も1回約15,000円から17,500円、3回接種で約45,000円から52,500円と高額なため、接種は進んでいない。 ・子宮頸がんは、「予防可能な唯一のがん」と言われ、予防ワクチンに対する社会的関心も全国的に高まっていることから、がん予防対策の一環として、早期にワクチン接種費用への公費助成を行う必要がある。 <p>2 実施時期</p> <p>平成22年10月から</p> <p>3 公費助成の内容</p> <p>(1) 公費助成の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本産婦人科学会及び日本小児科学会では、11歳～14歳の女兒への接種を推奨している。 ・本市では、性教育を本格的に学習する中学1年生を対象(本市に住民登録又は外国人登録をしている者)とする。 ・ただし、経過措置として、公費負担開始年度の平成22年度においては、女子中学生全員を対象とする。 	<p>(2) 公費助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市と覚書を締結した協力医療機関で接種した場合は、1回あたり15,620円(費用全額)を助成。協力医療機関以外で接種した場合は、1回あたり15,620円を上限として助成。 <p>(3) 平成22年度概算予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種1回あたりの助成額を15,620円、接種率を50%として積算。 <ul style="list-style-type: none"> ○助成費(補助金) 48,422千円 ○事務費(役務費等) 86千円 <p>(4) 接種方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種者が、掛かり付け医など自由に接種医療機関や接種日を選定できる「個別(医療機関)接種方式」とする。 <p>(5) 公費負担の手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関で接種した場合は、本人が公費負担分の請求・受領を医療機関へ委任することで、無料で接種が受けられる代理受領委任方式とする。 ・また、協力医療機関以外で接種した場合は、本人が全額自己負担で接種した後に、市に公費負担分を請求する償還払い方式とする。 <p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年度途中の転入者に対しては、転入後の当該年度内に接種した費用に対して助成する。 ②平成22年度の対象者の接種期間は、平成23年9月30日までとする(経過措置)。 ③平成22年度の対象者の内、平成22年4月1日以降に自費で接種済みの者に対しては、1回あたり15,620円を上限として償還払いを行う(経過措置)。
<p>経過</p> <p>H21. 10. 16 厚労省が子宮頸がんワクチンを承認</p> <p>H22. 6. 1 新日本婦人の会大和支部から提出された「子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める陳情書」が6月定例議会で採択される。</p> <p>H22. 6. 16 子宮頸がん予防ワクチン接種への助成については、早期の事業化に向けて関係機関と調整していく旨の一般質問答弁。</p>	<p>今後の予定</p> <p>H22. 7 医師会との調整と協力医療機関の把握</p> <p>H22. 9 9月議会(補正予算)</p> <p>H22. 10 実施要綱制定 協力医療機関との覚書締結 市民、対象者への周知 接種及び公費負担事務開始</p>